

最低賃金額決定に関わる法律

共和国大統領府

文民官房

法務管轄副局

2011年2月25日付法律第12.382号

2011年の最低賃金額および長期での価値向上政策について定め、税務クレジットの分割払いが行なわれる場合の刑事目的のための税務告訴書について規律し、1996年12月27日付法律第9.430号および2010年6月15日付法律第12.255号を変更する。

共和国大統領は、国会が以下の法律を公布し、本職がこれを裁可することを知らしめる。

第1条 最低賃金は、金額 R\$545.00（五百四十五レアイス）となる。

補項 本条本文の規定を理由として、最低賃金の日給額は R\$18.17（十八レアイス十七センターボス）相当に、時給額は R\$2.48（二レアイス四十八センターボス）となる。

第2条 2012年から2015年に有効となり、各年の1月1日から適用される、最低賃金の価値向上政策のガイドラインが定められる。

1項 最低賃金の購買力保持のための調整は、IBGE（ブラジル地理統計院）が計算および公表し、修正月以前の12ヶ月間に蓄積された、INPC（全国消費者物価指数）の変更〔値〕に相当する。

2 項 調整期限直前の最終営業日までの期間に含まれる一月または複数月に関して、INPC が公表されない場合、行政は未公表の月の値を見積もる。

3 項 2 項の場合が確認されるとき、見積値は、一切の見直し無しに、本法の目的のために引き続き有効となり、残額があるときは次の調整時に相殺されるが、遡及性は伴わないものとする。

4 項 実質的増加の名目で、以下の割合が適用される。

I—2012 年に対しては、2010 年用に IBGE が計算する PIB（国内総生産）の実質的成長率に相当する割合が適用される。

II—2013 年に対しては、2011 年用に IBGE が計算する PIB（国内総生産）の実質的成長率に相当する割合が適用される。

III—2014 年に対しては、2012 年用に IBGE が計算する PIB（国内総生産）の実質的成長率に相当する割合が適用される。

IV—2015 年に対しては、2013 年用に IBGE が計算する PIB（国内総生産）の実質的成長率に相当する割合が適用される。

5 項 4 項の目的のためには、各実質的増加適用の直前の年の最終営業日までに IBGE が公表した、参照年の PIB（国内総生産）の成長率が用いられる。

第 3 条 第 2 条に従って定められる調整および総額は、本法に従って、規範命令を通じて行政により設定される。

補項 本条本文で述べる行政の規範命令は、本条規定に由来する最低賃金額の月給額、日給額および時給額を毎年公表し、日給額は月給額の三十分の一、時給額は二百二十分の一となる。

第4条 2015年12月31日までに、行政は、2016年から2019年を含む期間の最低賃金額の価値向上政策について定める法律案を国会に送る。

第5条 更に、行政は、労働雇用省の調整の下で、最低賃金の価値向上政策のモニタリングおよび評価システムの決定並びに導入を管轄する省際グループを設ける。

補項 本条本文に述べられるグループは、規範命令に定める条件に従って、最低賃金で購入される基本的生活必需品のセットについて確認し、並びに、購買力の上昇に由来する将来の見通しを確認する。

第6条 1996年12月27日付法律第9.430号第83条には、以下の1項から5項が追加され、既存の補項が6項に変更されたうえで有効となる。

“第83条

1項 税務クレジット分割払いを認める場合、自然人または法人の分割払いからの排除後にのみ、刑事目的のための税務告訴書は検察庁へと送付される。

2項 犯罪告発の受理以前に、分割払いの申請が正式化されたときに限り、上記犯罪行為者に関わる自然人または法人が分割払いに含まれている期間は、本条本文に定める犯罪に関して、国家の懲罰請求権は停止される。

3項 懲罰請求権停止期間中は、犯罪の時効は発生しない。

4 項 行為者に関わる自然人または法人が、分割払い付与の対象であり、付帯税を含めた租税に由来する債務の全額を支払うとき、本文に述べる犯罪の可罰性は消滅する。

5 項 1 項から 4 項までの規定は、法定の分割払い禁止の場合には適用されない。

6 項 1995 年 12 月 26 日付法律第 9249 号第 34 条本文に含まれる諸規定は、判事により告発が受理されていない限りにおいて、行政手続き、取調べおよび係属中の諸手続きに適用される。”（非適用）

第 7 条 本法は公告日の翌月一日から有効となる。

第 8 条 2010 年 6 月 15 日付法律第 12.255 号は廃止される。

於ブラジル、2011 年 2 月 25 日、独立から 190 年目、共和国成立から 123 年目。

ゲルマ・ルーセフ

ギード・マンテイガ

カルロス・ルッピ

ミリアン・ベウチオール

ガリバウヂ・アウベス・フィーリョ